

第四百四十回国
参議院商工委員会會議録第十八号

平成九年六月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十一日

辞任

木庭健太郎君

補欠選任

福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

木宮 和彦君

吉村 哲男君

吉村 剛太郎君

片上 公人君

前川 忠夫君

委員

大木 浩君

倉田 寛之君

高藤 文夫君

中曾根弘文君

林 芳正君

平田 耕一君

加藤 修一君

平田 健二君

福本 潤一君

梶原 敬義君

竹村 泰子君

薬科 満治君

山下 芳生君

国務大臣

内閣官房長官

梶山 静六君

政府委員

公正取引委員会
委員長

根来 泰周君

公正取引委員会
事務総局長
引局長
塩田 薫範君

公正取引委員会
事務総局長
引局長
山田 昭雄君

公正取引委員会
事務総局長
引局長
矢部 丈太郎君

公正取引委員会
事務総局長
引局長
岩田 満泰君

公正取引委員会
事務総局長
引局長
篠原 徹君

公正取引委員会
事務総局長
引局長
里田 武臣君

事務局側
常任委員会専門
員
里田 武臣君

本日の会議に付した案件
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木宮和彦君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨十一日、木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として福本潤一君が選任されました。

○委員長(木宮和彦君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○林芳正君 適用除外につきましては質問してまいりたいと思います。
まず、総論的なことからお聞きをするわけでございますけれども、先日、本会議で通りましたけれども、今回、持ち株会社の解禁ということですが、

までの政策を大きく転換するというところでありますが、これから経済の憲法としての公正取引委員会の役割というものが一層大きくなる。特に、橋本内閣の六つの改革の中で規制緩和というものも進んでいけば、この独禁法のルールというもののきちっとした適用というものが本当に大事になってくる、こういうふうな思いをさせていただきます。

そういつた中で、欧米先進国の基本的な独禁法の考え方といえますが、ヨーロッパもしくは大陸法系の国では、いわゆる行為規制といいますが、行為について可否を問うことに重きを置いておると。一方、アメリカ、アングロサクソン系では、むしろ行為よりも構造そのものの、大きければそれなを注意をしてお守っていくという考え方が既にかなり大きな流れとしてあるような気がいたします。

我が国のこの独禁法の今後の大きな流れというものにつきましても、またあわせて、その大きな流れの中で今回の適用除外制度が見直されるわけでございますが、その考え方並びにまだいろいろ残っておりますけれども、今後どうされていくのか、方針についてお伺いしたいと思っております。

○政府委員(根来泰周君) ただいま御指摘のように、独占禁止法あるいは公正取引委員会の職務といたしまして幾つも仕事があるわけでございまして、一つは大きく申しまして構造的な規制あるいは一つは行為規制という二つの流れがあります。

また、一つづつていいますけれども下請法とか景品表示法とかいう消費者保護の仕事もあるわけでございします。いずれも重要な仕事でございします。この仕事に対しては、我々はこの仕事に重点を置くということではなくてどの仕事も目配りしてやっていくということにございします。けれども、どうしても今後は行為規制といいますが、

個々の行為について目配りをしていくという方向にならざるを得ないような状況だと思っております。

増員を毎年幾らか認めていただいておりますけれども、この増員の理由も審査部門の充実ということが増員をいただいておりますので、役所自身がやはり行為規制の方に傾きつつあるんじゃないかというふうに感じております。

さらにお尋ねでございますが、適用除外制度の見直しについての今後の方針でございます。今回、法律案として適用除外の削除ということをお願いしておりますけれども、まだ大分残っております。これは政府の方針といたしまして、今後適用除外制度の見直しを積極的に取り組み、今年度末までに具体的結論を得るというふうにして、この制度の見直しあるいは廃止という方向で検討していきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○林芳正君 ありがとうございます。まさに六つの改革の後の姿をかいま見たような気がいたしますけれども、よく金融行政で言われる事前の護送船団から事後のマーケット及び事後規制ということになる、構造規制よりも行為規制に一步重きを置かれるということでございます。

この除外制度の見直しということについても規制緩和推進計画、またこの改定についてということと閣議決定もなされておられます。その流れで聞きをするわけでございします。本体的な不況カルテルと適用除外カルテル等の制度の見直しを今からやらなければいけないこととありますが、今回は個別法の整理だけにどまっております。これはどういう理由でございしますか。
○政府委員(塩田薫範君) お答え申し上げます。

独占禁止法の適用除外を定めている法律としては、大きく分けますと三つあるわけでございまして、一つは今回一括法という形で手当てをお願いしているいわゆる個別法による適用除外制度、これは各種の業法といえますが法律によりまして個別に独禁法の適用の除外が規定されているものでございます。

そのほかに、先生御指摘のように独占禁止法本体に不況カルテルであるとか合理化カルテルであるとか、その他幾つかの適用除外制度がございします。

それから、もう一つのグループとして、独占禁止法の適用除外に関する法律というものがございまして、大きく分けるとこの三つのグループに分かれるわけです。

今回お願いしているのは、先ほど申し上げましたように個別法に関するものでございすけれども、個別法関係でもまだ引き続き検討するということになっている制度が幾つかございします。それから独占禁止法本体、適用除外法によるもの、この三つは、先ほど委員長から御答弁申し上げましたように本年度末までということで検討を進めるということで予定をしているところでございします。

御質問のポイントでございす、なぜこの三つのグループがあるのに、その中で個別法による適用除外制度をまず優先して取り上げたのかという御質問ということだと思ひますけれども、独占禁止法の第二十二條に、特定の事業において特別の法律がある場合において事業法令に基づく正当な行為について適用除外とするという規定がございします。これに基づいて、その特別の法律ということで適用除外法、独占禁止法の適用除外に関する法律ということが制定されているわけでございします。

したがって、独占禁止法のスタートした時点におきましては、適用除外は独占禁止法本体があるいは今申し上げました独禁法の適用除外に関する法律の中で規定をするということでスタートした

したわけでありまして、その後、今申し上げました二つの法律の改正ということではなくて、個別法の規定によって適用除外を定める例が増加してまいりました。

これは昭和二十年代から三十年代にかけて、当時の経済状況のもとで産業の育成強化あるいは不況事態の克服といった特定の目的を実現するために多数の個別法による適用除外、カルテル等の制度が設けられたわけでありまして、いわばそういう意味で個別法の方は例外性の強いものであるというふうな位置づけといえますが、そういうふうな考えられるというところで、今回まず個別法によるものを最初に取り上げたということでございします。

今後は、その個別法の中で引き続き検討するということになった制度と、それから不況カルテル等の制度、独禁法の中にある適用除外制度、それから適用除外に関する法律の中で定められているもの、こういったものについて全体を検討いたしまして、本年度末までに結論を出したいというところでこれから作業していききたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○林方正君 ありがとうございます。

むしろ、個別法の今回やるものについてはほとんどもう適用がないものが多いわけでございまして、それゆえにやりやすいということもあつたというふうな理解するわけでございしますが、この禁止法そのものによる第二十一條から二十四條までと、それと百三條ですか、それから除外法一条、二条というところがまだ使われている件数も非常に多いわけでございしますから、鋭意この期限内に見直しを進めていただきたい、こういうふうな思ひうわけでございします。

一方、この適用除外をだんだん外していきますと、独禁法の土俵が、まさに原則が適用される部分が広がっていくということですが、そのうなつた場合に、違法な行為、カルテル等に対しましての摘発をしたり、いろんな執行する体制が十分に整っているのか。特に地方の場合、我々も

地元におりまして、例えばデイスカウント等いろいろ出てきた場合に、地方でどういうふうな執行体制になっていくのかということについて若干の心配もあるわけでございしますが、その辺あわせてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) お尋ねの点でございしますが、累次、今地方の方も審査部門を中心に組織の改善が行われておりますし、また人数についても少しづつふえているのでございすけれども、従来から申し上げておりますように、私も全く万全であるとは思っておりません。ですから、地方の方の指導につきましては、本省からも十分指導をいたしまして、少ない人数で最大の効果を上げるように努力をしております。それにはやはり地方の方々の御協力といひます。御叱正がなければなかなかできないものですから、引き続きこの委員会でもいろいろ御意見をちょうだいできれば非常にありがたい、こういうふうな思ひっております。

○林方正君 まさに委員長がずっとおっしゃっておられたように、今の体制というのは必ずしも十分な体制とは言えないと私も思ひうわけでございまして、アメリカの例ばかり引いてもなんですが、一人一人の体制でやっておるといふことでございします。どんだん土俵が広がれば、それなりの執行体制というのをきちんとしていかなければ、結局違法な行為が横行するということになる、こういうふうな思ひますので、我々も心してやっているとかなければならぬ、こういうふうな思ひしております。

独禁法を厳正に運用していかなければならないのは当然でございしますが、逆に枠内で罪刑法定主義といひますか、事業者がどういふところまではやらない、これ以上やらないと独禁法の適用になってしまふという法運用の事前予知性といひますか、透明性といひますか、高めていくことが重要になってくるのではないかと、こういうふうな思ひうわけでございしますが、その点はいかがでございしようかと。

○政府委員(根来泰周君) これもいつも申し上げておるところで恐縮ですが、なかなか独占禁止法というのは難しい法律でございすし、一般の事業者なり国民が理解するといふのも極めて難しい問題があるかと思ひます。そういうことで、従来から公正取引委員会では、ガイドラインといひますか執務要領といひますか、そういうものを作成いたしました、これを公表いたしました、なるべく具体的にわかりやすく皆さん方に理解していただくように努力を重ねてるところでございします。

また、これも前に申し上げましたけれども、一つは合併なんかの場合に事前相談という制度がございすけれども、これも事務の方の意見がございまして、事前相談の内容をなるべく公表してわかりやすく説明する、今度持ち株会社も御理解を得て解禁することになったわけでございすけれども、これについても事前相談という制度を入れるとすれば、これもなるべくわかりやすく具体的に公表していく、こういうふうなことを考えております。そういうことであるいろいろ努力はしております。

それから、これも最近、相談室が設けられましたが、近々また各方面からの相談事例についての具体的な例を公表する予定でございすけれども、これについても最近の報告を受けたところでは五〇%ぐらい相談案件がふえたということとございすので、これは非常にいい傾向だと、そういう相談案件についても公表していきたい、こういうふうな思ひうである次第であります。

○林方正君 ありがとうございます。

冒頭にお聞きしたように、行為規制ということに重みを置いていけば、そういう透明性といひますか、大変重要になってくると思ひます。委員長おっしゃっていただいたように、相談事例の公表といふことがガイドライン的なものになってくる、こういうふうな思ひますので、その方向でぜひよろしくお願ひをいたしたい、こういうふうな思ひうしております。

規制緩和がどんどん進みまして、この独禁法の土俵が広がっていくことでもあります。我々地元におきましてよく聞くのは、やはり中小企業は地方に多いわけですが、大企業との競争がどんどん激しくなっている。この適用除外をだんだんなくしていきますと、今まで守られていた人が裸で勝負しなければいけなくなる、こういうことでもございまして、中小企業の活動への救済手段といったものがなくなってくるのではないかと影響が出るのが懸念されるわけですが、その辺についてはどういふふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(塩田薫範君) 一般的に言いますか、基本的には中小企業におきましても競争を通じて創意工夫を発揮する、活発な事業活動を展開するというのが非常に強く求められているという時期といえますか、そういうことだと思います。すけれども、こういう中で今回の適用除外制度の見直しの中で、中小企業に関する適用除外カルテル等の制度につきましても、今申し上げましたような経済環境の変化を踏まえまして、制度の必要性あるいは妥当性、あるいは適用除外カルテル制度といふことではなくてはかの代替的な手段の可能性といったことを検討いたしまして、必要最小限にする必要があるという観点から検討いたしましたわけでありまして。

今回御審議をお願いしております一括整理法案におきましては、中団法等の中小企業に係る適用除外カルテル制度につきましても、一部これを廃止するといったような措置を織り込んでいくところでございます。

他方、規制緩和、適用除外とちよっと違いますが、許可認可等の規制緩和の推進あるいは適用除外制度の見直しということが進められているといえますが、進めていくべきということでもございまして、こういうものとあわせて規制緩和あるいは適用除外制度が廃止といえますか、縮小された後の市場におきまして、公正かつ自由な競争を確保する、公正な競争秩序を確保するということが重

要でございますので、中小企業者等に不当な不利益を与える、例えば優越的地位の乱用といった行為があるいは不当販売といった不正な取引につきましまして適切に対処していくということが重要だということでもございまして、この点は本年三月に閣議決定をされた規制緩和推進計画の再改定におきましても、中小企業者等に不当な不利益を与える不正な取引に対して厳正、迅速に対処する旨が織り込まれているところでございまして。

私もどなたもいたしましては、その事業者等からの相談に対応いたしまして、きちんと対応するということと各種のガイドライン、これまでもつくってまいりましたけれども、それをなるべく御理解といえますか周知をするといえますか、ということとで違反行為の未然防止を図るということを考えております。

なお、平成九年度におきましては、審査局に不正取引の事実を相当する部署を新設したところでもございまして。こういうことで、鋭意努力をしてまいりたいというふうな思っております。

○林芳正君 ぜひその方向でお願いしたいと思っておりますし、またこの不当な行為ということ以外に、我々は商工委員会でありますから、中小企業の足腰そのものを強くしていくことを今度は我々の方で考えていかなければならない、こういうふうな思っております。ところでありますが、今言われたように事前にいろんなガイドライン等で不当な行為がないようにするということがあわせまして、現在なかなか摘発されないのではないかと、こういうところもあるわけでありまして、入札談合と価格カルテル、また中小企業にとつてどこまでが本当に摘発されるのかという難しい線引きもあるわけでもございまして、現に行われております独禁法違反といふのを積極的に摘発していただかなければならぬというところでございまして、その際、裁判所に私訴を認めてはどうかというふうには考えておるところであります。今独禁法については公取委に持って行って独禁法違反ですと、こういうことを認定してもらわなければならない。裁

判所に行つて私人が相手方の私人に対して独禁法違反という訴訟を訴えるということではできないわけでありまして、地裁レベルでは民法七百九条違反といふことで、七百九条の損害賠償の認定等の理由の中で独禁法もメンションした判決も出てきておるようでもございまして。この一般の方が普通の裁判所へ行くということも認めるということとは、時間とかかるわけでありまして、その道が開かれていくということでも独禁法違反の行為に対する抑止効果が強まるんではないか、こういうふうな思っておりますが、御見解をいただきたいと思っております。

○政府委員(根来泰周君) 今の民法の規定あるいは独禁法の二十五条の規定等に損害賠償請求の根拠があるわけでもございまして、そういう裁判に対しては、御理解いただいております。うに私どもが保管している文書等についてはできるだけ提供して協力をするという立場をとっております。それから、また、いろいろな意見を求められたときには、私どもの方も意見を裁判所に申し上げるということをやっているわけでもございします。

そこで、これ以外に私訴を認めるかどうかというのはずぐれて立法問題でございすけれども、民事訴訟法の体系あるいは独禁法の体系から私訴といふのはどういふふうな認められるべきであるか、あるいは認められないものであるかといふことを少し私どもも、少しいふかむしる勉強して、その辺で意見をまとめたい、こういうふうな思っております。

○林芳正君 ぜひ御検討を進めていただきたいというふうな思っております。

先ほどもちよっと触れましたけれども、地元でよく聞きますのは、特に商店街が大規模店舗がどんどん入ってくるものですから結果も弱まっていくし体力も弱ってくるというところでもございまして、たしかフランスだっと思ひますが、この大店法に相当しますロワール法というのをずっと規制を緩和してきたんですが、最近になって逆に少し強

化を、開店時間等しているような動きもあるわけでもございします。

商店街というのは御商売されているわけですが、一方で中心街の町の顔的なところがあるわけでもございまして、この商店街が潰れかけになって、三つ四つ行きますと一つやっけない店があるといふことを見ますと大変に寂しい思いがするわけでもございまして、今回の改正でその辺の目配りをどういふふうなされておられるのか、ちよっとお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(塩田薫範君) 今回御審議をいただいておりますこの一括整理法の中で、商店街振興組合の關係でどうなっているかということでもございしますが、今回の改正におきましては、中小企業のみから成る商店街振興組合等につきましては独禁法二十四条、これは組合についての適用除外規定でございすけれども、独禁法二十四条に規定する要件を備える組合とみなすということ、こういった組合の共同経済事業は独禁法二十四条によりまして独禁法の適用除外となるということでもございします。

他方、組合員に大企業が含まれる商店街振興組合等につきましては独禁法の適用除外の対象にはならないということでもございすので、そういった大企業を含む組合におきましては独禁法の枠内で共同経済事業をやつていただく必要があるということになります。

商店街振興組合が現在実施している事業はいろんなものがあると思ひますけれども、そういった共同経済事業の典型的なものとしては、スタンプ事業あるいは引、大売り出しの実施あるいは駐車場の共同運営、そういったものがあるといふふうには承知しております。これは商店街振興組合あるいはその商店街自身が限定された地域に存在する、それからいろいろな業種の事業者から成っている商店といふことでありますけれども、いろんな商品を扱うそれぞれの商店から成っている、そういう構成員から成る団体であるということでもございすので、大企業を組合員に含むといひます

か、大企業も入っている商店街振興組合がこう
いった今申し上げましたような事業を実施する場
合を考えますと、通常は独占禁止法の枠内という
ことになると思いますが、独占禁止法違反という
ことにはならないんだらうと思います。

ただ、すべてそういうものではないかもしれませんとまで
申し上げるのは難しいと思いますが、通常はそう
いうふうな問題にならないのじゃないかという感
じを持っております。

○林方正君 ありがとうございます。

今回の改正の中には個別法に基づくカルテルの
廃止というのがあるわけですが、先ほど
もなぜその個別法だけを先にやるのかということ
をお聞きいたしましたけれども、そこでお答えい
ただいたようなことでございますが、独占禁法本
体に基づく不況カルテルというものも維持する必
要性というのが果たして残っているのかというこ
とでございます。またもう一つ、規制緩和と競争
条件の整備というものを重要視していこうとい
う流れの中で、競争を促進していくという観点から
見れば自然独占に係る適用除外というものはと
んど理由がなくなってきたのではないかと、こ
ういうふうに思いますが、その二点についてい
かがお考えでしょうか。

○政府委員(塩田兼範君) 独占禁止法本体に規定
されている適用除外のうちの不況カルテルと自然
独占の関係についての御指摘でございますが、基
本的にはなるべく適用除外という制度はなくし
ていく、なるべく個々の企業が自主的に事業活動
を展開する、そういう素地をつくるということです
か、独占禁法関係の法制の中でもそういうことに
するというのが適当だと思えます。

不況カルテルの関係でございますけれども、我
が国経済社会の抜本的な構造改革が進められて
いるという状況でございますけれども、そういった
中で不況という事態が出てきた場合にそれにどう
対応するのか。そういった対応の仕方としては、
不況カルテルといった競争制限的な方法ではなく
て、より競争制限的でない手段によるべきものと

いうふうな考えております。現在は独占禁法に不況
カルテル制度が規定されておるわけでありませ
けれども、平成元年を最後に利用されていないとい
うことでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げまし
たことの繰り返しで恐縮でございますけれども、
不況カルテル制度を含めて独占禁法本体に規定さ
れている適用除外制度につきましても、ほかの法律
に基づく適用除外制度とともに本年度内に具体的
な結論を出したい。基本的な我々の考え方として
は先ほど申し上げたところでありますが、そう
いった考え方に基づきまして作業をしたいとい
うふうに考えております。

次に、自然独占についての適用除外の問題でござ
います。

独占禁止法第二十一条は、いわゆる自然独占に
固有な行為についての適用除外を定めているもの
でございますが、その規定の趣旨は、事業法とい
いますか、法律によって定められた根拠といいま
すか、そういう根拠に基づく政府規制によって事
実上独占が形成されている分野、事業につきまし
て、そういった独占的な地位あるいはそれに必然
的に伴う行為であって当該事業に固有のものはそ
もも独占禁止法の禁止行為には該当しないとい
うことを確認的に規定しているものというふう
に理解されて、我々公正取引委員会としてはこ
の規定の妥当性、必要性について疑問があるとい
うふうな考えております。

構造改革の推進のために規制緩和と競争条件の
整備を一層進めるといことが重要でございます
ので、この自然独占に関する適用除外制度につ
きましても、他の適用除外制度と同様に制度自体
の廃止を含めて見直しの作業をしていきたいとい
うふうに考えております。よろしくお願いいたし
ます。

○林方正君 ぜひその方向でお願いしたい、
こういうふうな思うわけでございます。
今、禁止法本体による適用除外についてお尋ね
をいたしましたところでございますが、もう一つ、先

ほど冒頭でお尋ねしましたけれども、適用除外法
による適用除外カルテル等の制度があるわけでござ
います。一条で、例えば損害保険料率算出団
体に関する法律ですとか、漁船損害等補償法等い
ろいろあるわけでございまして、また二条でい
ろんな法律が規定をされておられますが、この適用
除外法については、法そのものの廃止を含めて抜
本的に見直すということになっておるわけでござ
いますけれども、この法にどのような問題があっ
て、廃止を含めて抜本的に見直すということが、
具体的にいつごろまでにどういうことが考えられ
ておられるのかということについてお尋ねしたい
と思えます。

○政府委員(塩田兼範君) 独占禁止法の適用除外
に関する法律という、これも略称で申し上げまし
たけれども、その法律の問題といえますか、法律
の廃止を含めて検討をするということが閣議決定
された規制緩和推進計画の中で盛り込まれているわ
けでございます。

適用除外に関する法律というものは、先ほど申
し上げましたように、独占禁法の中で特別の法律で
定めるといことで、その規定に基づいて定めら
れた特別の法律という位置づけでございますけれ
ども、今先生がおっしゃったように、適用除外法
は一条と二条から成っております。第一条の方
では特定の法令に基づいて行われる正当な行為を
適用除外にする、それから第二条におきまして
は、一定の団体等についての独占禁止法の第八
条の規定の適用を除外する、こういう法律でござ
いまして、三十三の制度が規定されているところ
でございます。

先ほど申し上げたことの繰り返し若干入って
恐縮でございますけれども、適用除外法は独占禁
止法第二十二条に基づきまして事業法令を指定す
るために独占禁止法の制定とはほぼ同じ時期に制定
されて、そのときは第一条だけでございました。
昭和二十八年に独占禁止法の改正が行われまして
第二条が追加されたものでございますが、制定当
初から考えますともう間もなく五十年、それから

二十八年からでもそれに近い年月がたっている
というところでございますので、かなり年月がたっ
ていると。それから、経済運営の基本ルールとし
ての独占禁法の役割というのが非常に高まっている
というふうに思えます。

したがって、全体として適用除外制度はなるべく
廃止、縮小していくという基本的な方向の中
では、この適用除外法に定められている適用除外
自体についてもその意義が失われてきているとい
いますか、抜本的に検討する必要があると思
います。

それから、適用除外法の廃止を含めて検討をす
るといのはどういう趣旨かということござ
いますけれども、この適用除外法は、先ほど申し上
げましたように、一定の行為あるいは団体につ
いて包括的に適用が除外されておまして、独占禁
止法あるいは個別法の適用除外制度の中では通常
つけられております適用除外となるための具体的
な要件あるいは原則は適用除外法けれども、例
外的に適用除外にならないという場合が規定されて
いるわけでありませけれども、この適用除外法
の中にはそういった規定がないというのが第一点。
それから第二点として、適用除外法の第一点と
第二条の間に重複して規定されているもの、ある
いは独占禁止法、これは協同組合に関する適用
除外、一定の組合の行為に関する適用除外を規定
した規定でございますけれども、それとの重複とい
いますか、そういうものがあるということござ
いまして、法制上もいろいろ問題があるとい
うことでございます。

したがって、適用除外法による適用除外制
度の見直しに当たりましては、この適用除外法に
盛り込まれた個々の適用除外制度の存否とい
いますか、どうするかということを検討するとい
うことだけでなく、適用除外法そのものの廃止
をして、本当に適用除外が必要不可欠と考えら
れるのに限って個別に手当てするということも考
えられるのではないか、そういう検討もする必要
があるのではないかということで、適用除外法そのも

のについての抜本的な検討が必要だと、そういった趣旨でございます。

○林方正君 大変すっきりした答弁をいただきました。おとこの質問のときと大分私も気分が違わうわけでございますが、今のカルテルという制度を根本的に廃止していくということでございますけれども、先ほど来何度か触れておりますが、特に中小企業にとっては大企業による不当販売、優越的地位の乱用等の問題に対抗できなくなるんじゃないかという懸念もあるわけでございまして、先ほどいようなことを個別にお伺いしたわけでございまして、公正取引委員会としてこういうことに対して厳正に対処をしていただきたい、こういうふうに思うわけでございますが、その点についていかがでございますでしょうか。

○政府委員(山田昭雄君) お答え申し上げます。規制緩和後の市場におきまして公正な競争を推進していくことが非常に重要であるというふうに考えておるわけでございまして、中小事業者に対しまして不当な不利益を与える大企業による不当販売とか、あるいは優越的地位の乱用行為などのこういった不正取引に対しましては厳正に対処していく、こういったことが非常に重要である、このように考えております。

先ほど塩田の方からも答弁申し上げましたが、規制緩和推進計画におきまして、中小事業者等に不当な不利益を与える不正な取引方法に対して厳正、迅速に対処すると、こういう旨が盛り込まれていくわけでございます。

また、私も所管しております下請代金支払遅延等防止法におきましても、この法律も活用しながら、親企業が下請事業者に対して不当なしわ寄せをする、あるいは支払いを遅延するというような問題につきまして、こういった法の運用を通じても大企業による中小企業者に対する不当、不正な取引方法について十分対処してまいりたいと思っております。

また、事業者からの相談にも適切に対応するというようなきめ細かい対応をするとともに、先ほ

ど来お話が出ておりますようなガイドラインの周知徹底等によりまして違反行為が起らないようにすること、違反行為が起ったら厳正に対処すると同時に、車の両輪として未然防止ということに徹底していくということが重要である、このように考えているわけでございます。

○林方正君 ありがとうございます。

日本の場合、特に中小企業が地方に、大企業が都会にという構図がございまして、垂直的な関係と申しますか、今まさにおっしゃっていただきましたように、下請という言葉にあらわされますように支配的な関係が非常に強い風土もあるわけでございまして、ぜひ弱者といえますか、中小企業の立場に立って、本当に独禁法がきちっとその趣旨が生かされて適用されますことを最後にお願ひ申し上げまして、予定していた質問も終わりましたので、私の質問を終わらせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○片上公人君 今回提出されました法案は五省庁にまたがる二十の法律、三十五の制度を一括して整理しようとするものでございまして、それぞれの法律が対象としている制度の内容とか現状は、所管している各省庁がこれは本来ならば本委員会ですまびらかに説明せぬといかぬのじゃないか、わかりやうがない、こうも思います。今回一括して提出したことにつきまして、公正取引委員会はどのように考えておるのか、委員長の見解をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(根来泰周君) 私も、確かに委員の御指摘のように、そういうふうに思います。

各省庁からしかられると思えますけれども、やはり各省庁が所管しているものでありますから、御説明するのが至当だと思えますけれども、法律の内容自身が割に単純であるというように、ございまして、便宜私どもの方で各省庁にそれぞれ事情をお伺いして、これは必要がないという判断のもとに一括して取りまとめて御審議を仰いでいる次第でございますので、まことに恐縮でござ

います、そういう見地でひとつ御審議いただければありがたい、こういうふうにしておりま

○片上公人君 それで、今回公正取引委員会から独占禁止法にかかわる二つの法案が出されたわけでございますね。ところが、その経緯というものはもう全く対照的である。先に当委員会が審議した純粹持ち株会社の解禁にかかわる独占禁止法改正案、これにつきましては、公取の研究会の当初案が一部解禁であったものがわずか数カ月で原則解禁というふうに変更された。当委員会でもいろいろ質問が出て、独禁政策の産業政策的見地からの軌道修正と、このような話がありました。

一方、きょう議題になっておる独禁法適用除外見直し法につきましては、過去において産業政策的見地から修正されたものを本来の軌道に修復する、こういうものでございまして、公正取引委員会の研究会が平成元年でしたか、最初に報告をまとめてから数年たってこの法案の提出になっている。何でもこんな差が生じたかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(塩田憲範君) お答えを申し上げます。

適用除外制度のあり方といえますか、あるいは適用除外制度に基づいて実施されているカルテル、こういったものについてどうするか、これは従来から公正取引委員会あるいはそれ以外の例えは行革委とか何かそういうところでもいろいろと検討されてきたわけでございまして、なげ今回のような形で廃止をする等の法律案の作成に時間がかかったのかという点について、若干経緯といえますか背景を御説明させていただきたいと思ひます。

独占禁止法の適用除外制度は、先生御承知のように、現在、実際には活用されていない、つまり実際の運用としてカルテル等の制度が動いていない、活用されていないというのがほとんどでございますけれども、平成元年度末の時点までさかの

ばってみますと、私どもが個々の法律、個別法の規定の中で協議の制度ということで私どもが知り得る立場にある適用除外制度によるカルテルの実施の件数は平成元年度末で二百六十五件ございまして、私どももいたしましては、こういった実際に活用されているといえますが、実施されている適用除外カルテル制度が多数に上ったという状況にかんがみまして、関係省庁に対しましてまず実施していることをやめるといいますか、廃止をするといえますか、それを働きかけるといふこととあわせて制度自体の見直しということをやってきたわけでございます。

したがって、現時点では実施されている件数がほとんどない。たしか私の記憶では、私どもが把握しているものは二件だったと思ひますけれども、そういうことで実際のカルテルの運用をやめるということに重きを置き、あわせて同時並行的にその制度の見直しを行ってきたということでございます。

平成七年三月の規制緩和推進計画の中で、個別法の適用除外制度について原則廃止するという観点から検討しようということになりました。それ以前から検討はしておりましたけれども、政府全体として閣議決定という形で取り上げたということでございます。それで、その見直しの結果に基づきまして、今回個別法の関係につきまして一括して改正をお願いするというところでござい

○片上公人君 いろいろお話ありましたけれども、各省庁が持つておるのを大したことないものも、今回あれをするみたいで、大したことないものをいつまでも持つて、なかなか言うても出せへんというふうなこの姿勢に対してもうちょっとびしっと言えるようにならないかぬと私は思っております。それでいて純粹持ち株会社やたらさささと、各省庁といつても通産省が一番頑張つてやれやれ言うたけれども、それだったらさすがやるといふようなことについてやっぱり若干みんな疑問を持つておることは事実であるということをお願いしておきます。

○片上公人君 さきの持ち株のときも話が出ましかれども、いわゆる国際競争がだんだん激しくなつて、日本の市場をほんまに生き生きしたものにすするためには何かしなければいかぬ。そういう中、やっぱりいわゆる公正な取引ができるようにという意味の公正取引委員会の本来の力を發揮するときに私は来たと思ふんです。それに対応する機構とか体制とかいろいろな人材とかいろいろを今確保しなかつたら、せっかくこういう動きがある中でそれをやらなかつたら、また日本だけ何でおくれとるんやという形で世界からえらい目に遭うようなことになつてはいかぬと思ふ。

私は、この今の大きな流れで人をふやしたらいかぬとかなんか言うけれども、公正取引委員会はむしろ日本をよくするためにもっと充実させるのが本當の姿勢と思ふんです。もう審議会とかなんかでもつくつたらいいとか悪いとか、いろいろあるが、あかんののはやめて、必要なのはやるというの、この間からこのお方も一生懸命言うていましたけれども、私はそのとおりと思ひます。その辺を硬直的に考へておる考え方を直すのが日本の復興になると思ふんです。

そういう中で、今回、根來委員長という檢察出身の公正、厳正をモットーとして生きてきたという人物が公取の委員長になつたということは、私は期待ができると思ふんです。それで、根來時代には本當に公正取引委員会が見事な働きができるような体制をつくつて、ああ、あの根來がおつたから日本はよくなつたと言われるようになってほしいなというふうに通ふ思ふんです。

何でこういうことを言うかといふと、大蔵省が偉そうにしておつて、公取にちよいちよい委員長で来て、嫌々来たみたいな顔をしておりながら、それだつたらやめたらいのじつとおつたりして、それから今度はどこかへ帰つたときに、公取のあの独占禁止法はおかしい、おれもおかしいと思つたというふうなことを言うた男もおるそうですが、そういう人が出ぬように私はしなきゃいかぬと思ふ。思ひ上がったらいけないと

思ふんです。だから、そういう点では、何かの雑誌で見たけれども、これはうそ本當か知りませんが、収入がよかつたらいいやけれども、そんなふうな話を聞きましたけれども、それは余り言えませぬけれども。

私は思ふんですが、何とか公取の機構を、ただ役所関係云々じゃなしに、日本の将来のために、先ほども御質問ありましたけれども、やっぱり本當に公正な取引ができるようにするための最低限の機構とか人員をそろえるために、私はほんまに一生懸命みんなが協力してやらなきゃいかぬと思ふ。それをするのがいゝんな今の世界に対応できる日本の最大の武器だと思ふんです。

この辺について、例えば根來さん時代に必ず公取の委員長はよそから来るというのをやめさせるようにしなければいかぬし、もともとおる人で勉強してすこいやつが委員長になるとか、それでまた公取の職員が余り優秀なので大蔵省にも通産省にもどんどん派遣して長官、局長になるというふうな形にするぐらいに私はやってほしい。そして、日本じゅうの学生がどこか試験を受けるときは公取に行きたいと言われるようにしてほしいなと、そういふふうに通ふ思ふんですが、根來委員長の決意等をひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(根來泰周君) これは本當に御理解あるお言葉をちょうだいして恐縮であります。私のことに關してはただ汗顔赤面するだけであります。これに關してはもうおつしたことは全然当たらない話だと思ひますけれども、歴代委員長もその出身省庁を離れて一生懸命やられたことは、ちよつと今のお話とは違ふと思ひます。私も力はありませんけれども、職員を叱咤激励と言ふ思ひ上がつた話ですけれども、また違ふ見地からいろいろ提案いたしまして、全般的に御期待に沿えるとは全く思ひませんけれども、なるべく少しでも沿えるように努力したいと思ひます。

○片上公人君 先ほど林先生から話もありましたけれども、今回のこの法律案の中でやはり心配さ

れるのは中小企業関連、いや中小企業のことではないに心配だと思ひます。独禁法の適用除外制度の見直しに当たりまして、今後は、公正取引委員会では適用除外をできるだけ認めない方針であるようございましてけれども、競争的弱者である中小企業につきましてもこれは認めない方針なのか。

中小企業安定審議会が今回の法改正の見直しにつきましてもたまたま報告書によりますと、中小企業については適用除外が認められる今日の意義があるとしております。また、中小企業団体側からは制度存続の要望も出ておるようございまして、公正取引委員会はこれについてはどのように受けとめていらっしゃるのか。独禁法本則の優越的地位の禁止等、不公正な取引方法の禁止などで十分対応できるのかどうか、まず公取の意見をお伺いして、中企庁もこの件について答弁願ひます。

○政府委員(塩田篤範君) 適用除外制度の見直しの基本的な考え方は、先ほど来何度か申し上げましたように、なるべく独占禁止法の原則といひますかルールに戻るということで、極力廃止、縮小するといふことが適当だと思ひますけれども、ただ、それは何の理屈もなしに、あるいは検討もなしに全部廃止だといふことではございせん。これはそれぞれの制度といひますか、適用除外制度の対象、中身あるいは必要性、あるいは制度がつくられた当時と現在の経済状況との差、そういうことも勘案しながら、基本的には、先ほど申し上げましたように、なるべく廃止をする、縮小をするといふ方向でありますけれども、そういう具体的なことを踏まえながら、私どもだけではなくて各所管官庁等と議論をして、今回の改正法案をお願いするまでに至つたわけでございます。

中小企業団体の中国法の関係あるいは商店街の関係、また中小企業庁の方に御質問がございまして、内容は私から申し上げるのは差し控えますけれども、全部を廃止するといふことではなくて、極力縮小をする、廃止するといふ方向の中で、適正な見直しを行つたと、そういう内容に

なつていふふうに通ふ思ひます。

○政府委員(岩田満泰君) お答えを申し上げます。私どもの立場からまいりまして、経済あるいは産業の社会におきますさまざまな問題の対応につきまして、市場原理というものを可能な限り活用するといふことが基本であるといふふうに通ふ思ひます。政府による規制緩和の推進計画におきまして、こうしたカルテルのようなものを原則廃止する観点から見直しを行うといふこととされまして、今回見直しの作業を進めさせていただいたわけでございます。

しかしながら、この見直しに際しましては、中小企業というまさに規模の小ささの持つ経済全体の中での地位という、それをめぐるさまざまな問題といふものに配慮をする必要があるわけございまして、そういう観点から、見直しに際しては必要最小限の規定は存続をさせることが必要であるという結論を得たわけでございます。

具体的には、商工組合などが行いますいわゆる不況カルテル、それからいわゆる合理化カルテルにつきましてはカルテル本体に関する規定を残すと同時に、必要最小限のいわゆるアウトサイダー規制命令といふものを、安定命令でございまして、存続させるということにいたしましたわけでございます。

また、商工組合などが行います共同経済事業といふものにつきましても、中小企業に關するものにつきましては独占禁止法の適用除外を維持するといふことで御提案をさせていただいていられるわけでございます。

○片上公人君 最後になりますが、この法案によりまして商店街振興組合法の一部を改正して、商店街振興組合が行う共同経済事業につきましては、中小企業のみから成る組合についてののみ独禁法の適用除外とするに改められることになるわけですが、このような商店街は全体の何割程度を占めておるのか、中小企業に同いたいと思ひます。

また、商店街は現在大変空き店舗が増加してある、衰退の危機に立っておると言われております。折から大規模小売店舗法の見直しも始まっておりますところでございますが、商店街振興組合が行っている共同経済事業には、駅前の大型店と商店街が共同して、先ほど話がありましたスタンプ事業とか共同大売り出し、さらには駐車場の整備などを行っているものも多いわけですが、今後こうした事業は独禁法の適用を受けることになると思いますけれども、どのような事業なら認められるのか、明確にしたいなと思います。

特に、私の地元の神戸は、阪神大震災で商店街が壊滅的な打撃を受けておるわけでございまして、現在さまざまな共同事業を行いつつながら、必死で立ち上がろうと奮闘しておる最中でございまして、独禁法の適用に当たっては、商店街の必死の自助努力を抑制しないようお願いをしたいと思います。

これは中企庁と公取の両方から答弁をお願いして、質問を終わります。

○政府委員(篠原徹君) 御指摘いただきました第一点、大企業を組合員に含みます商店街振興組合の割合でございまして、残念ながら必ずしも正確なデータは持ち合わせないところでございまして、平成六年度の日本商工会議所が行いました調査によりますと、大型店が存在します商店街の割合は全体で約四割というふうになっております。

ただ、先生御承知のとおり、大型店が存在します商店街でございまして、組合に大型店が必ずしも加盟しているというわけではございません。この点につきましては、やや古いデータになりますけれども、別途行いました調査によりますと、大型店が存在します商店街のうち大型店が組合に加盟しております比率は約七割というふうになっておりまして、したがって、この二つのデータから推測されますことは、大型店を組合員に含みます商店街の割合は約三割程度というふうには推測をいたしております。

それから第二点の、今回の法改正により大企業を組合員に含みます組合への影響でございまして、御指摘のとおり、今回の改正に伴いまして、大企業を組合員に含みます商店街振興組合が行います共同経済行為につきましては、独禁法の適用を受けることに相なります。

しかし、商店街振興組合は、御承知のとおり限定された地域を対象に存在いたしておりまして、また異業種から構成される団体でございまして、また、やっております共同経済行為の内容でございまして、あるいは一斉大売り出し等のイベントを開催いたしたり、あるいはスタンプだとか福引事業を行ってたり、あるいは共通商品券の発行だとか、あるいは休業日、営業時間を指導いたしたり、あるいは商店街皆さんでアーケードとか駐車場等を整備する、こういった事業内容でございまして、したがって、そもそも商店街振興組合の共同経済行為といたしましては、独禁法に抵触する事業が行われる蓋然性は小さいものというふうには私も認識いたしております。

今申し上げましたような商店街振興組合あるいはその共同経済行為の性格にかんがみますと、今回の改正によりまして私どもは特段の影響は生じないものというふうには考えております。特に、組合員に対しては強制的な取り扱いはあるという場合があります。あるいは差別的な取り扱いがあるという場合があります。あるいは、現在一般的に行われております商店街振興組合の共同行為事業につきましては、今回の改正によりまして実施できなくなる事業というのではないというふうには考えております。

以上でございまして。
○政府委員(根来泰周君) 先ほど来御説明いたしましたように、これまで以上に独占禁止法に定められた各規定あるいは私どもが所管しております下請法等を十分に活用いたしまして、中小企業者あるいは商店が不当な不利益をこうむらないようにこの上とも努力するつもりでございまして、

御叱正をお願いしたいと思います。

○梶原敬義君 私、この法律案については賛成であります。だから、余り言うことではないのですが、また時間が十分でありますので、この前、十分の間にほとんど答弁で時間を消費されましたので、できるだけ簡単に答えてください。

この法律案がでるまでの流れというのは、非常にアメリカを初めとする外圧がある。また、規制緩和や行革の流れで昨年の三月二十九日にこの方針が閣議決定されました。その流れの上からこの法律案ができたという経緯については十分承知をしております。

ただ、説明を聞きましたときに、一瞬やっぱ疑問に思ったのは、適用除外カテゴリーの実施件数が昭和四十年末は千七百九件あったものが平成九年三月末には十二件に減少した。その状態が刻々と変わっているにもかかわらず、大きな方針が閣議決定されて、そしてこれがまとまってくるという、いわば行政、公取の後追いの対応の仕方について疑問を持ちました。

やはりこれ仕事ですから、よそから決められて、そしてそれをもとに動くんじゃないか、一番よく知っているその部署部署がやはり能動的に対処をしていくという仕事の姿勢というのを基本的に持ってもらいたいなと、このように思いました。

何かありましたら、感想を聞かせてください。

○政府委員(塩田憲範君) 先生おっしゃるようには、独占禁止法あるいはそれに関連する制度のあり方について公正取引委員会が自主的に検討いたしますか方向を出して活動をする、そういうことが大事だということとは先生御指摘のとおりだと思います。

今回の一括法の関係、適用除外の見直しの関係でございまして、この適用除外制度のあり方について、我々公正取引委員会におきましても従来からいろいろと検討し、考え方を述べてきたということでございます。そういうもの、それか

ら行政改革審議会その他の御意見等もございまして、そういったいろいろの積み重ねを経た上で、平成七年の規制緩和推進計画ということで政府としての方向性が打ち出されたというふうに我々は理解しておりますが、先生御指摘のように、公正取引委員会ももっと積極的にあるいは自主的に活動せよということはおっしゃるとおり我々としてもそういう方向で努力をしてみたいというふうには思っております。

○梶原敬義君 先ほどの先生方からお話がありましたように、これは話は変わりますが、公正取引委員会というのは正義の味方といいますが、我が国の民主的な経済秩序を維持し、また民主的な経済秩序を発展させていくためにも私は最も大事な部署だろう、このようにずっと思ってきました。しかし、流れる傾向からいいますと、巨悪は眠るという、巨悪にはなかなかメスが入らないで、どっかという小さな事件やそういうものにはばんばんと適用してきているような傾向が感じられてきました、率直に言いますと、これは公正取引の観点からおかしいじゃないか、一部の預金者には損害を払い戻すが、一般の投資家は放置しておる。こういう問題があらわれて、当時の小粥公取委員長、これは大蔵省から来ておられて、私も商工委員会が何かの委員会で随分厳しく、何をしているんだというところで指摘をした。やりますやりますと、こう言ったけれども、これはもうほとんど印象に残るようなことがないままずっと来たように今思い出します。

それで、そういうこともあり、我々としても公取の委員長はそういうような立場から来る者は反対だという態度をずっと貫いてきまして、根来委員長は、しかしこれからが問われると思います。これは、これまで皆これからお話をいたしましたように、私は非常によかったと思っております。そして、最近の公取の取り組みまわっている状況もずっと新聞等で拝見しても、よくやっているんだではないか、正直このように思っております。

御理解いただきたいのは、これは委員会の意見あるいは公正取引委員会の事務当局の意見ということと離れまして、若干私の私見みたいなことが入りますので御了解いただきたいのでありますけれども、今の独禁法で認められている立入検査権というのは極めて弱いものがございます。これは国税犯則取締法などと違ひまして、裁判所から令状をとって、それで強制捜査をするということもございません。それから、告発親告罪になっておりますので、検察庁あるいは警察と共同で調査を

しかしながら、現在認められている四十六条の立ち入りあるいは本人からの事情聴取というようなことで、今事務職員が大変苦勞してやっているわけでございまして、そういうことで横から見られた場合、何だ、小さい事件ばかりやってという御批判はあろうと思ひますけれども、泣き言を言うわけじゃありませんけれども、そういう事情がありますことをひとつ十分頭のどこかに置いていただければ非常にありがたい、こういうふうに思っております。

一つは、こういったカルテルをやって例えば不
に対処しようということでございますけれども、
、当時はかなり同じカルテルを長い期間続けて
ているというものもございました。結局、不況

緩和を進めて各事業者が自主的に行動できる範囲をより一層広げようというところであります。そういう中で、独禁法の適用除外制度もあわせて検討する必要がある、そういうような現時点での適

用除外制度の検討の必要性ということの背景のあれだということに思っています。

○前川忠夫君 なかなか個別の問題をちょっとお聞きしないといけない部分があるんですが、例えば今度のあれでは、独禁法の二十四条三項あるいは四項のいわゆる不況カルテルあるいは合理化カルテルについては今後引き続き検討ということとでは先送りをされているんですが、これとでも、例えば不況カルテルの方は実際の適用が平成元年からないとか、あるいは合理化カルテルの方も昭和五十七年からないとかというケースがあるわけですね。今の局長の話を聞いていて、ならば今これやめちゃってもいいんじゃないかという声も出てきそうな気がするんです。

ですから、具体的にどういうケースに対してこれが適用されて、今現在はないけれども、これから先あるかもしれないから今すぐにやめられないということなのか、あるいは別な意味でそれを先送りして議論することなのか。その辺が明確になりませんとちょっとわかりにくいですが、はっきり申し上げて、その辺、もし事例やなんかありましたらそういう事例も話していただくとかわりやすいので、ぜひお願いしたいと思っています。

○政府委員(塩田兼範君) 独禁法の不況カルテルあるいは合理化カルテルといった制度について、これからの検討ということになっている背景といえますか経緯でございしますけれども、先ほどもちょっと申し上げたと思いますが、独禁法の適用除外カルテル等の制度を設けている、制度といえますか法律としては三つのタイプがあると思います。

一つは独占禁止法本体にあるもの、それから独占禁止法の適用除外に関する法律で定められているもの、それから個別法、今回お願いしているものでございしますけれども、個別法による適用除外制度でございします。これを全部一緒にいいますか、適用除外制度ですから本来的には一緒に検討するということも考えられるわけでありまして、

ども、先ほどもちょっと申し上げましたように、個別法によるものはこれまでのつくられた経緯等から見まして、同じく適用除外という独禁法の例外ではございしますけれども、例外的な強いものでございします。そういうことから、まず個別法によるものを検討しよう、その後独禁法あるいは適用除外法についての適用除外制度のあり方といえますか、見直しをするというスケジュールといえますか、にしたわけでございします。それがよかつたのか悪かつたのかということはありませんけれども、我々としてはそういう段取りでやろうということを進めてきたわけでございします。

したがって、不況カルテル、合理化カルテル等の独禁法に定められている制度につきましても、その制度の必要性、先生おっしゃるようにも昭和六十年代以降は使われていないわけでありまして、から、そういった、なぜ使われていなかったのか、あるいは使っていることについての問題、あるいはそのメリット、デメリットいろいろあるんだらうと思ひますけれども、そういったことも含めてこれからこの一年、一年をかけてということとちょっともう時間がありませんけれども、今年度末までに各種の制度につきましても検討をして方向を出したいというふうに考えております。

○前川忠夫君 そこで、通産省の方にちょっとお聞きをしたいんですが、今度の個別法の中の適用除外で通産省関係もございしますね。私、この内容をヒアリングの際にお聞きをしておりますが、なるほどなと思う反面、例えば加入命令ですか、一回も適用がなかったというお話です。あるいは設備の新設についての制限命令についても極めて少ないというふうにお聞きをされているんですが、そうであれば、確かにこれからのことを考えれば廃止をしてもいいのかなと思う反面、これはこういう言い方がいいのかどうかわかりませんが、抑止力という言葉があるわけですね。何々をしたらこういうことで罰せられるから、あるいは何々をされるから例えばその商工組合に入るとかね。つまりアウトサイダー規制なんですね、これは、もし

これがなくなった場合にそんな心配はないと言いつけるのかどうか。まだ少し別なあれが残してありますよというお話はお聞きをしましたけれども、その点が実は心配なんです、私は。

後の方の問題もあわせてちょっとお聞きをしておきたいんですが、例えば大きな問題になっていました例の一元セールのとかあるいは五元五セールのとかというのがございしましたですね。たしか電機商組合連合会からいろいろ審査の要求やなんか公取さんの方へ出ていると思うんです。何度か出て、さまざまな調査やなんかされたというお話も聞いております。最近のこの事例、私は、ああいう家電の安売りをやっているあれがアウトサイダーだという言い方をしているのかどうかかわらないんですが、電機商の皆さん方が、これは電機商だけじゃありませんけれども、郊外に大型店ができ、それはいい意味での併存するような競争をやらんないんですけれども、むしろちゃんとした値段で、一円物が売れるなんというのは考えようがないわけですよ。そういうようなアウトサイダー的な業者が出てくるのを何か取り締まることはできないものだろうかという意味で、今前段の方で申し上げたこの種の規制というものがあってもいい効果があったとすれば、いや、そんなもの効果なかったからやめるんだということなのか、じゃ、なぜこんなものをつくったんだということにも逆になりかねないですね。

その辺の経過について、前段の方はひとつ通産省の方に、後段の方の電機商の問題はできれば公取さんの方からお伺いしたいと思っています。

○政府委員(若田満泰君) アウトサイダー規制命令の関係でございしますが、加入命令というのは確かに制度としてございしましたが、実績はございしません。設備の新設の制限命令については、少ないという御指摘でございしますが、これを少ないと見るかどうかというのはございまして、実は、数はともかく大変長年続いてきた例が少なくとも一部

にあったことはこれは事実でございします。特に、設備新設の制限命令というのは、日本に居住をする何人たりとも設備の新設を認めないという大変強い命令でございまして、例えば繊維業界で実施されましたいわゆる設備登録制といううなケースをとってみますと、個々の事業者が持つ設備をすべて商工組合に登録することを一方で義務づけ、同時に既存設備のスクラップを行わない限り設備の新設を認めないということとでございまして、その他の者には一切新設を認めないという厳しい新規参入の制限が行われていたわけでございます。また、そういう例が他の繊維以外の業界にも多いわけでございします。

このことの運用の実績を顧みますと、長年であるということもございしますが、むしろ命令の内容そのものというもののついて適当であったかどうかというところを今原則として廃止するということにわゆるゼロベースという観点に立ち直つて検討いたしますと、余りにも競争制限性が強かつたのではないかとこのように考えたところでございします。

同時に、御説明いたしましたように、アウトサイダーの活動を規制するという安定命令というのは今回存続をさせていただくことにいたしておるわけでございまして、組合員が行います各種の調整事業が仮に必要な事態が発生した場合におきましては、外にいる方々に対してこれを同様に適用する安定命令というのがかけられるという事態にあるわけでございまして、設備に着目をしてそのこととだけ、設備については何人たりとも設備を新設してはいけないというような規程が必ずしも存在をしなくても、中小企業者の行うカルテルという事業目的は達成がされるのではないかと、このように考えたところでございします。

○政府委員(矢部丈太郎君) 御指摘の大手家電量販店が一円等の価格で家電製品を販売したことにつきましましては、昨年の五月、関係人に対して、こうした行為は独占禁止法で禁止されていると不当販売に該当するおそれがあるということで指

摘まして、やめるよう注意したところでございます。その結果、一円とか八十円とか極端なものではなくりましたけれども、その後、十四型テレビを数千円で販売するというような状況に出ておりますので、現在、鋭意調査を進めております。できるだけ早く対処したいと考えております。

なお、そういう中小企業者に対する不当に不利益を与えるような行為につきまして、審査局の中に専管の部署をこの四月でございしますが、つくりまして、迅速、円滑に対処していきたい、こういうふうな考えております。

○前川忠夫君 これからの課題で、大店法の問題が大きなテーマになるわけですね。賛否さまざま大店法の問題についてもありますし、あるいは通産省の方では空き店舗対策というようなものをさまざまな角度からやっていたらいいというところと私も承知をしておりますが、片方でそういう例えばアウトサイダー的な商売を、悪徳業者とは言いませぬけれども、取り締まるのに手間暇がかかるわけですね。そうこうしているうちに、片や既存の商店街からはばらばらと歯が抜けたように店を開めるところが出てくるというこういう矛盾、どこかでやっぱり私は線引きをしなければいけないんじゃないかというふうな気がするんです。もちろん、競争ですから自由であることが望ましいんですけれども、そのことが行き過ぎた場合にさまざまな弊害が出るということはどうも明らかなんです。もう既に始まっているわけです。

先ほど林先生からも御指摘がありましたけれども、フランスのように新しい仕組みでそれをカバーしようとか、あるいはドイツのように一週間のうち店をあける時間を規制しておいて、決めたおいて、例えば月曜日から金曜日までは何時から何時まで、土曜日は何時までというふうなやり方をすると、例えば中小企業の皆さん方と話をしますと、前川さん、そうおっしゃるけれども労働時間短縮のことを考えてください、家族営業でやっているようなところが大規模店と競争して時

間短縮できると思いませんかと言われると、私もはいくうの音も出ないわけですよ。といって、そういうところで働いている人は例外でいいんだというわけにもいかないんです。とすれば、同じような条件でどうしたら競争ができるのか。今商店街のお話をしましたけれども、私は製造業の場合でもやっぱり同じだと思うんです。ぜひその辺についてはこれから十分配慮をしていただきたい、厳しい規制が逆な面であられるようなことも考えていただかないと困るということを申し上げておきます。

時間がありませんので、最後に、今度の問題にも若干関連があるわけですが、再販制度の問題、特に新聞等の再販の問題についてはさまざまな議論がされているようですし、公取さんの方も研究会の中でいろいろ議論がされているようで、逐一私も議事録といいますが、報告をいただいております。承知をしておりますが、今何が焦点なのか、もし、お答えができればという範囲で結構ですが、お答えをいただければというふうに思います。

○政府委員(根来泰周君) 御指摘のように、今研究会で極力御意見を集約するように努力していただいているところでございますが、再販と申ししましても、著作物と申ししましても新聞、雑誌、書籍があるわけではございまして、各分野ごとにいろいろ問題点を関係者から聴取して、それを基本に議論をしていただいているところでございますが、見込みとしまして本年十二月ごろまでに何とか研究会の御意見をちょうだいでき、来年三月ごろまで公正取引委員会としての意見をまとめられたらありがたいなと、こういうふうに思っておりますが、御承知のように甲論乙駁ということではなかなかこれは難しい話だと認識しております。

○前川忠夫君 終わります。

○山下芳生君 本法案は、規制緩和を推進する一環として独占禁止法の適用除外制度の見直しを進めようとするものであります。この適用除外制度

については、石井良三著「独占禁止法」の中に、「小規模事業者は、相互に団結して一事業単位を形成することによって、はじめて資本主義経済の下における独立の競争単位となる」ことができない、これによって、小規模事業者は、辛じて資本主義の大企業とほぼ同一の出発点に立ち、効果的な競争を行うことができるようになる、このやうな競争単位を認めることは、公正且つ自由な競争を現実的に促進するために是非とも必要である」と記述されておりますように、独占禁止法の本来の趣旨に沿ったものであるというふうに思います。

ところで、今回の法改正を見ると、どうも一括して整理するというやり方になっておりまして、規制緩和ということだけで何でもかんでも制度の廃止、撤廃という方向に持っていこうという感じを私は受けているわけです。

その点で、まず中小企業庁にお聞きします。中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法というものがあつたときにはどうするのかわ、また最近の中小企業の深刻な経営実態を踏まえれば安易に適用除外を外すことがあつてはならない、むしろ強化する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(岩田満壽君) 今回の見直しは、独占法適用除外カルテル制度などにつきまして原則廃止という観点から見直しを行う、言葉をかえますと、いわゆるゼロベースで、私も、あたかもないものとして、その中で何が最小限必要かという観点から検討をいたしまして御提案申し上げていくわけでございしますが、商工組合などにつきましては、不況カルテル、合理化カルテルの本体を残すと同時に、安定命令という必要最小限のアウトサイダー規制命令は引き続き存続させるということにはいたしております。また共同経済事業につきましては独占禁止法の適用除外を認めるものにつきましても、中小企業に適用するものにつきましても、適用除外を認めるということにしておるわけでございます。

私ども、この見直しに際しましては、各業界、関係業界を含め、いろいろとヒアリングをして、意見聴取も行いました結果でございまして、今回の改正がゆえに特段の悪影響が生ずるという可能性はないものと考えているところでございます。

○山下芳生君 公正取引委員会に聞きます。今後、さらに適用除外制度の見直しをする際には、関係諸団体の意見をよく聞いて、その合意のもとに進める必要があると思いますが、いかがですか。

○政府委員(塩田薫範君) 独占禁止法の適用除外制度につきましては、自由経済体制下の例外的な措置だということで必要最小限にとどめるということでございまして、この一年かけて全体について検討していきたいと思っておりますけれども、今回の適用除外制度の見直しに当たりましては、関係業界等の意見も参酌しながら検討を進めてきたものでございまして、今後の見直しに当たりましても、そのようなことでやっていきたいと思っております。

○山下芳生君 次に、新聞の拡販問題について伺います。

私は、昨年二月二十一日の本委員会で新聞の拡販に伴う景表法違反の問題で公正取引委員会の毅然とした対応を求め、公正取引委員会も、新聞公正取引協議会に改善の実効が上がるよう強く指導すると答弁をされました。具体的にどんな指導をされたのか、その結果どうなったのか、報告をしていただけたらいいですか。

○政府委員(山田昭雄君) 新聞業における景品類の提供につきましては、昭和三十三年から新聞公正取引協議会が業界による自主規制でございまして、公正競争規約を運用しているわけでございまして、景品提供というのは、新聞販売店が拡販をするというこの非常に日常の事業活動に伴うものでございまして、このような自主規制によるものが非常に効果的である、このように考えているわけでございます。

御質問、昨年の二月にございまして、早速私どももそういった実情もよく聞き、そして地区それぞれの支部にございます協議会に対しても運用の改善方を申し入れ、そしてその提出があったわけでございます。

しかし、非常に残念です、大変遺憾でございますが、その後も景品提供の現行制限告示あるいは公正競争規約に反するような景品提供もございまして、そういうこともございまして、こういう開催に当たりまして、私ども担当も出席し、その改善策を提出させる、あるいは違反行為に對しましては迅速かつ厳正な違反の処理あるいはパトロール調査の実施等を行わせてきたわけでございまして、景品提供をしているという数はかなりの数でございますが、それに対する処理もかなり行っているというように考えているわけでございまして。

○山下芳生君 昨年の質問後、現地の協議会に指導したところ、その後も残念ながら事例が生じているというお答えだったと思うんですが、私も手元に昨年の質問以降、兵庫県相生地区で提出された申告書の写しを持っております。おっしゃるとおり、事態は全く改善されておられません。

昨年の二月二十二日からことしの二月十九日まで一年間に公取に告発した件数というのは十七回で七十二件です。内容も悪質化しております。洗剤も一個上げるといふようなものじゃないんです、そんなかわいものじゃない。六個とか十二個とか二十個、これは一万円相当ですよ。それから、ビール一箱、二十四本、八千四百円相当あるいは商品券、一万二千円相当などが景品として渡されている。それから、その手法も非常に悪巧み巧妙化しております、例えば無代紙を一月分まず配達した後で、その後、契約を取りつけて、その契約の期間によって景品を宅急便で送ると。証拠をなくすためにそういうやり方をやる。その上、他社からそういう件に關しての問い合わせがあった場合は言わないようにと口どめを

するといふふうなことまでやっておるわけであります。

私がいただいた十七回七十二件のうち、公正取引委員会が法的な措置をとったものはゼロ、皆無です。協議会の措置としてとられたのが十四回六十四件。残り三分八件については何の措置もとられておりません。公正取引委員会は業界の公正取引協議会による自主的な努力に期待をこれまでもされてきたわけですが、結局この問題は三年間ずっと続いておりまして、一貫して改善されたいがためがないんです。そのことは今あなたもお認めになった。

ですから、これは業界の自主性に期待するだけでは違反事件はなくなるということだと思っております。もうはつきりしている、事実によつて。こういう事態はもう放置できないと思っております。公正な取引ルールを守らせなければならぬ公正取引委員会が、直接法律を守らせるように独占禁止法に基づいた法的措置、排除命令等ですね、これをもうやぱりとらざるを得ないんじゃないかと私は思っております。いかがですか。

○政府委員(山田昭雄君) 御指摘のとおり、若干数字は違いますが、かなりの違反、景品提供の事実があり、ただ、それに対しては公正取引協議会というところで自主的な措置もとっているということも事実でございます。新聞の景品つき販売につきましては、私どもとして、基本的にはやはり自主規制の運用に任せ、そしてそれを徹底的にやっていたらどうかということが必要であると考えておるわけでございます。

それと、他方、今の新聞業における景品の制限というのは、一切の景品は出してはいけないという、こういう規定になっておりまして、ほかの商品について考えてみますと、昨年四月以降、経済社会の変化から景品規制につきましては一般的には告示の見直しというのを行つてきておりまして、それに即した形で公正競争規約という業界の自主ルールも改められるようになってきているわけでございます。告示がありました公正競争規約のう

ち、既に二十四の規約につきましてはそのような見直しを行つてきております。新聞業界に對しても、公正競争規約の見直しにつきましても検討を求めているところでございます。

また、その見直しに当たつても、一般規定の改正の趣旨に即して、原則禁止、一切だめだということではなくして、現在の経済情勢、社会情勢に合わせ、また消費者にとつてもいろいろ選択の多様性を与えるということが必要じゃないかというようにも考えておるわけでございます。今、この業界におきましてルールの見直しを行つておりますが、ルールの設定にあわせまして、仮にルールを定めたらそれを守るようなこと、そういう手続とか体制とか、そういうのもきちつとつくつてもらわなければいけないという、こういうこともあわせてお願いしているところでございます。

今いろいろ御指摘がございました点につきましては、業界の自主規制であります公正競争規約が適正に運営されるように指導するとともに、全国的な実情もよく把握いたしまして、自主規制が機能しないなど、必要な場合には公正取引委員会としての対応も検討したい、このように考えておるわけでございます。

○山下芳生君 自主規制がもう機能していないということを実証が証明しているんですよ。にもかかわらず、いつまでも公正取引協議会の自主的な取り組みに任せるということを繰り返して、市場の番人としての役割を果たしていきけるのかと、公正取引委員会として、という私は問題提起をしているんですよ。

しかも、新聞というのは再販制度が維持されている分野ですよ。ここに不当な景品、不当な言いいかどうか、景品がセットされるようなことを認めるということとは、私は再販制度と相矛盾することにもなると思つてます。ですから、そういう点もよく吟味していただいて、いつまでも自主的な取り組みにゆだねるということでは、これは逆に公取の姿勢が問われてくるというふうに言わざるを得ないと思つてます。

最後に、委員長にぜひ伺いたいのですが、公正取引委員会が仮に指導するにしても、私は個々の販売店だけを対象にしているんではだめだと思つてます。不正な販売をやらせているのは発行本社です。景品やそれから拡張員にかかる費用の半分は本社が持っている。ですから、ここに厳しく対処しなければ改善はできません。公正取引委員会として、新聞業界に對して何か弱みを握られているんじゃないのかというような疑念を晴らすためにも、厳正なこれは法的対処をすべきではないかと思つてますが、委員長の見解を伺つて終わります。

○政府委員(根来泰周君) 私も個人的にそういう事実はよく承知しておりますけれども、一つ建前論を申し上げれば、やはり一般商品と新聞、雑誌等と商品が違つたというのをしきりに先ほどの再販問題の場合でも言われているわけでございまして。私どももその議論の半分ぐらいは了承できるわけでございまして、そういうことからいって、第四の権力といいますが、そういうマスコミの世界におきまして、やはりその自主規制というのが優先するんであらうと。そこへ役所の者がこのこと乗り込んでいかなくても新聞界で十分規制できるものだらうと、そういう期待のもとに今まで推移してきたわけでございまして。

私どものそういう態度が悪いかどうかということとは、これからもう少し考えなければいけませんけれども、基本的にはそういう考え方でございまして、おっしゃることをよく踏まえましてこれからどうするかということをよく考えたい、こういうふうには思つております。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(木宮和彦君) 他に御発言もないようです。速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(木宮和彦君) 速記を起こしてください。これより討論に入ります。――別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（木宮和彦君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（木宮和彦君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

平成九年七月一日印刷

平成九年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局